

質問主意書

質問第 1 号

須崎市、中土佐町、及び四万十町を構成団体とする電算システムの一部事務組合化に関する質問主意書を四万十町議会会議規則第62条の2の規定により四万十町議会議長に提出する。

平成23年10月3日

提出者
四万十町議会
議員 中 屋 康

質問趣旨	平成23年9月定例会での町長行政報告において、「隣接する須崎市・中土佐町と四万十町による電算部門の一部事務組合化を行い、安価で能率的なシステムを3市町村が共同運用できるよう検討を行なっており（中略）現在、一部事務組合化に向けて詳細を詰めておりますが、協議が整い次第、本年12月定例会に、高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について提案を行なう予定」と表明されました。 重要な施策について、行政報告での突然の報告であり、一般質問の準備ができなかったことから、文書で一部事務組合化に向けたこれまでの協議経過、また、これからの手続きと、共同運用が適当とする理由、事務組合化にした場合の想定される課題等について質問するものです。
質問事項 1	平成23年3月定例会で、所謂、今年度に向けての所信表明では述べられなかった、この重要事案について、年度途中で急ぎ提案された緊急性はどこにあるのかをお尋ねします。
質問事項 2	電算部門の一部事務組合化とありますが、電算事務のどの部分を共同処理で実施するのか、各事務、所管等の具体的な説明を求めます。また、この場合、業務として残る電算に関する内容、そして、これから、議会がチェック機能を働かす上で、検査、監査が、町に属する部分と一部組合事務として監査できない場合が生じると思われるが、どのように考えているか。
質問事項 3	質問事項の2に関連して、22年3月定例会の町長行政報告で前町長は、「サービス利用型電算システムの広域での調達を目指すという結論に達し、高知県中西部電算協議会を設置し、職員を派遣。24年4月本稼働を目指し取り組む。」と表明されておりますが、物品の共同調達から電算事務の共同処理への方針転換の理由をお示し下さい。 また、一部事務組合化となると、町民や議会が直接にチェックできなくなる事務の共同処理について、四万十町まちづくり基本条例の規定により、どのように町民の意見参加を求めるか、あわせて、四万十町議会基本条例第9条に基づく資料は現段階で一定整っていると思われるので、一部事務組合化に意思決定するまでの資料があれば提示願います。
質問事項 4	町長は、これまで折々に特別養護老人ホーム、国民健康保険事務の広域化など、広域での共同処理に課題があると述べてこられていますが、その課題をどのように捉えて、どのように解決しようとされるのか、そのことを踏まえて、今回の電算事務の共同処理については、どのような課題が想定され、問題を解決処理していくのかをお聞かせ下さい。
質問事項 5	一部事務組合化したメリットとして、「10年間で5,700万円の経費節減と災害にも強いより確実なデータ保管」の2点を上げていますが、詳しい説明資料を求めます。また、上記以外に現行運用と新たな共同運用の比較についてメリットがあればお示し下さい。
その他	